

## 覚 書

(個人保証用)

年 月 日

長崎県漁業信用基金協会 御中

委 託 者 住 所  
(被保証人) 氏 名 ⑩

連 帯 保 証 人 住 所  
氏 名 ⑩

連 帯 保 証 人 住 所  
氏 名 ⑩

連 帯 保 証 人 住 所  
氏 名 ⑩

委託者及び連帯保証人は、  
差し入れた令和 年 月 日付の債務保証委託契約に関して、以下のとおり  
確約いたします。

連帯保証人は、上記債務保証委託契約に基づく保証債務の履行において、平成25年  
12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所  
が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。）に則  
り、責任財産の価額の範囲を財産の評定の基準日における連帯保証人の資産相当額に限定  
し、当該日付以降に発生する連帯保証人の収入相当額については含めないことを協会に申  
し出ること（以下「責任限定申出」という。）ができることとし、協会は、この申出に対し  
て誠実に対応することとします。なお、連帯保証人は、責任限定申出を協会に対して行う  
場合は、保証履行時の連帯保証人の資産の状況を表明及び保証するとともに、その適正性  
について連帯保証人の債務整理を支援する専門家の確認を受けることとし、その表明及び  
保証した内容と実際の資産の状況との間に相違があったときは、融資慣行に基づく保証債  
務の額が復活することを約することとします。

以 上